

## ふるさと納税の寄附金控除（税の軽減）について

ふるさと納税とは、ご自身が選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附金額のうち 2,000 円を超える金額が所得税と個人住民税から控除（軽減）される制度です。ただし、控除される金額には所得等に応じた上限があります。

### 控除額の計算方法

※1年間（1月1日～12月31日）に複数の寄附をした場合は、寄附金額の合計を元に計算します。  
※平成49年中の寄附までは、所得税率は復興特別所得税の税率 2.1%を加えた率になります。

◆所得税からの控除額・・・寄附をした年の所得税から還付される。：所得控除

$$\text{【寄附金額} - 2,000 \text{円】} \times \text{所得税率} \times 1.021$$

※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

◆個人住民税からの控除額・・・寄附をした翌年度の個人住民税が減額される。：税額控除

$$\text{個人住民税控除額} = \text{①（基本控除額）} + \text{②（特例控除額）}$$

①基本控除額  $\text{【寄附金額} - 2,000 \text{円】} \times 10\%$

※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

②特例控除額  $\text{【寄附金額} - 2,000 \text{円】} \times (90\% - (\text{所得税率} \times 1.021))$

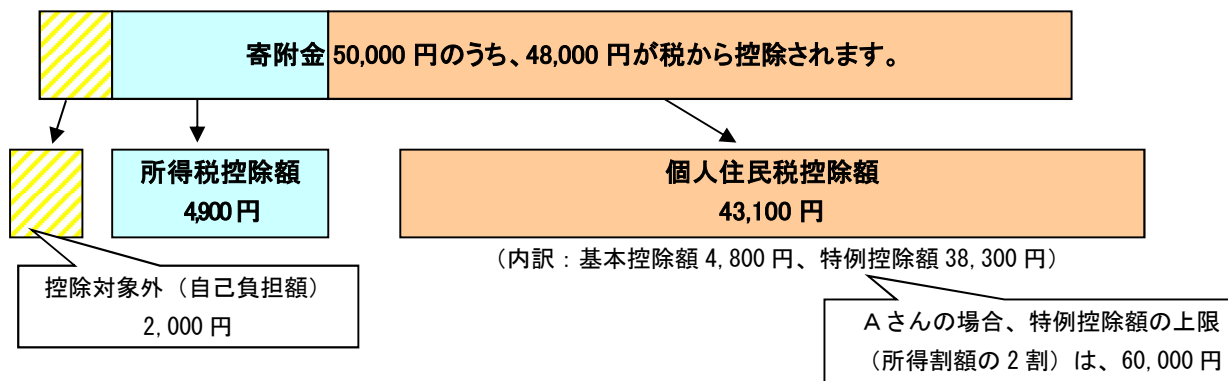
※②の特例控除額は、個人住民税所得割額の2割が上限です。

### 【例】



Aさん（夫婦と子供2人）  
年収 700万円  
所得税率 10%  
個人住民税所得割額 30万円

Aさんが自治体に 50,000 円を寄附すると・・・



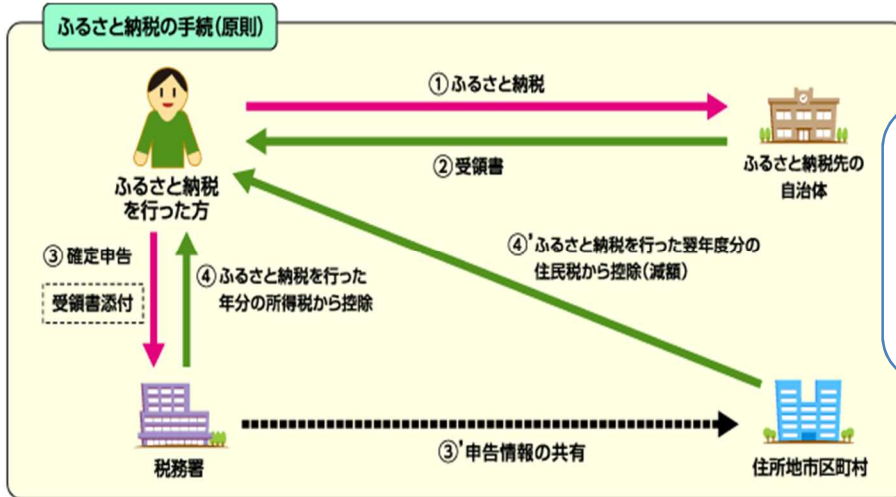
### ふるさと納税の寄附金控除を受けるためには

ふるさと納税の寄附金控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、一定の条件を満たす場合は、ふるさと納税先の各自治体に申請することにより確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」をご利用いただけます。詳しくは、裏面「ふるさと納税ワンストップ特例制度について」をご覧ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例制度（以下、ワンストップ特例）とは、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。ワンストップ特例を利用するためには、次の2つの条件を満たし、ふるさと納税先の各自治体に申請をする必要があります。

- 条件① ふるさと納税を行った年の所得について、確定申告をする必要がないこと  
 条件② 1年間（1月1日～12月31日）のふるさと納税先が5自治体以内であること  
 なお、1つの自治体に複数回寄附をした場合は、1自治体としてカウントします。



ワンストップ特例の適用を受ける場合、所得税からの控除は発生しません。所得税からの控除も含めた金額が翌年度の住民税から控除されるため、トータルの控除額は同じになります。

### ワンストップ特例の申請方法

ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の各自治体に次の書類を提出してください。なお、申請後に住所等の変更があった場合は、変更届出書の提出が必要です。

- 提出書類① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（受領書とともに送られてきます。1月10日までに届かない場合は、「さとふる」HPからダウンロードできます）  
 提出書類② 個人番号確認及び本人確認ができる書類（下記A/B/Cパターンのいずれか）

	【Aパターン】 マイナンバーカードをお持ちの方	【Bパターン】 個人番号通知カードをお持ちの方	【Cパターン】 どちらもお持ちでない方
個人番号確認書類	マイナンバーカード(裏面)の写し	個人番号通知カードの写し	個人番号が記載された住民票の写し
本人確認書類	マイナンバーカード(表面)の写し	身分証明書の写し (例)・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証+年金手帳	など

★高松市にご寄附いただいた場合の特例申請書提出先はこちらです。

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号  
 高松市財政局税務部納税課 ふるさと納税担当  
 TEL 087-839-2222 FAX 087-839-2230

※高松市以外の自治体にも寄附を行った場合は、寄附を行った自治体それぞれに申請が必要になりますのでご注意ください。

### 【ご注意ください！】ワンストップ特例を申請しても適用されない場合があります。

次のような場合は、ワンストップ特例を申請しても、特例が適用されません。ふるさと納税の寄附金控除を受けるためには、確定申告においてふるさと納税による寄附金の申告をする必要があります。

- ・医療費控除などの申告のため、確定申告又は住民税の申告をした場合
- ・6自治体以上にワンストップ特例の申請をした場合
- ・寄附をした翌年の1月1日時点の住所地が特例申請書に記載した市町村でなくなったにもかかわらず、変更届出書を提出していない場合